



不妊治療費助成のお知らせ

(令和4年4月以降)

肝付町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、不妊治療にかかる費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めることを目的としています

(助成の要件)

1. 肝付町に3ヶ月以上住所を有する法律婚の夫婦及び事実婚の夫婦(夫婦のどちらか一方若しくは両方が町内に住所を有すること)
2. 妻の年齢が43歳未満(治療の開始日において)
3. 町税(保険料)や公共料金等の未納・滞納がないこと

助成対象となる治療	一般不妊治療 (タイミング法、人工授精等) 生殖補助医療 (体外受精、顕微授精、男性不妊手術)
対象者	不妊症と診断され、不妊治療が必要と医師が認めた方 治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方
助成額	保険適用となる不妊治療に係る一部負担金(自己負担額) +保険適用とならない治療費の自己負担額について、 1年間20万円まで(一般・生殖補助医療合わせて)助成。 ※医療機関受診前に加入している健康保険から高額療養費の限度額適用認定証の交付を受けてください。
申請方法	・役場本庁健康増進課または内之浦総合支所町民生活課にある申請書に記入のうえ、必要書類を添付。 ・原則として治療が終了した日の属する年度に行うものとし、助成については、申請のあった年度となります。
申請時に必要なもの	・不妊治療費助成申請書(窓口) ・不妊治療受診等証明書(病院) 【法律婚の夫婦】 ・住民票謄本(別世帯:戸籍謄本) 【事実婚の夫婦】 ・住民票抄本と戸籍謄本 ・事実婚関係に関する申立書 【その他】 ・通帳の写し ・健康保険証(夫婦2人分)の写し ・治療にかかった領収書 ・高額療養費の限度額適用認定証の写し又は高額療養費決定通知書 ・納税証明書(夫婦2人分) ・印鑑

(お問い合わせ) 肝付町役場健康増進課 電話 0994-65-2564